

Title	EU競争法研究への誘い
Sub Title	Introduction to the study of EU Competition Law
Author	Edward, David, Sir(Ichikawa, Yoshiharu) 市川, 芳治
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2013
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.27 (2013. 10) ,p.243- 255
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	翻訳
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20131025-0243

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

翻訳

EU競争法研究への誘い

サー・デイビッド・エドワード¹⁾

市川芳治／訳

背景

欧州における競争法

EEC（欧州経済共同体）条約（1957年締結）

EU機能条約（TFEU）

欧州競争ルールの目的

誰がルールを作るのか

誰がルールを執行するのか

EU競争法の法源

関連市場（検討対象市場）

調査権限

競争ルール違反の問題解消措置

憶えておくべき重要なこと

背景

競争法を学ぶ際には、留意すべき2つの法の一般原則（general principles of

1) 本稿は、2013年4月6日に行われた、慶應義塾大学法科大学院EU法務BP・WP（YKK寄附講座）におけるEU法講演会、Sir David Edward, “Introduction to the study of EU competition law”を訳出したものである。なお、訳語の使用については、庄司克宏著『新EU法 基礎篇』岩波書店（2013年6月）及び『EU法 政策篇』岩波書店（2003年、2013年4月第10刷）を参照した。

law)がある。ひとつは契約の自由で、個人や企業が互いに自らにとって最適な条件で契約を結ぶ自由である。もうひとつは、おそらくはすべての国の法体系に含まれているであろう、公正な競争に対するルールである。

1890年、米国でシャーマン法（Sherman Act）と呼ばれる法が成立した。この法は、初めて契約の自由を制限し、力のある企業が“トラスト”を形成することに対処することを目的としたもので、それゆえ反トラスト法とも呼ばれる。

シャーマン法は、2つの主要な規定を持つ。ひとつは、取引を制限するすべての契約、結合、共謀を禁止するという規定で、企業間のどのような協定等も包含する。もうひとつは、取引・商業（trade and commerce）の独占化を禁止する規定である。

そして1914年には、企業結合の事前規制を行うクレイトン法（Clayton Act）が成立した。

また、米国ではこれらのルールは2つの形でエンフォースメントが行われる。ひとつは裁判所における個人や企業による私訴（private actions）で、法違反に対し、二倍額の損害賠償が請求できる。もうひとつは、司法省による裁判所への提訴（及び連邦取引委員会による措置）である。

欧州における競争法

欧州には同時期、米国と対応するような競争法は存在せず、1923年になってドイツにおいて、いわゆる反カルテル法が制定された。しかし、1929年には大恐慌（Great Depression）で経済破綻がもたらされ、ドイツでは、大恐慌後、鉄鋼・兵器・化学の分野で強力なカルテルが生まれることとなった。1945年の第二次世界大戦の終結後、ドイツは占領され、戦勝国により、それら強力な企業群への措置が行われた。とくに米国により、米国をモデルとした反トラスト法導入の圧力が高まることとなった。

欧州の経済統合の第一ステップとして、1951年、欧州石炭鉄鋼条約が、原加

盟国6か国によって締結され、単一の「最高機関」(High Authority)により、石炭と鉄鋼の取引が監督される仕組みとなった。同条約は反競争的協定等へのルール、「企業集中」(合併)に関するルール、「最高機関」によるエンフォースメント規定も定めるものとなっていた。

EEC (欧州経済共同体) 条約 (1957年締結)

1957年当時、未だ欧州経済は分断されたままで、米国経済と比して競争力は弱かった。採用された解決法は、可能な限り国内市場に近い条件を整備した「域内市場 (Internal Market)」(あるいは「共同市場 (Common Market)」) を作るというものであった。達成のための方法論としては、国境をまたぐ経済活動について、障壁を撤廃することが採られた。これらは「4つの自由移動」と呼ばれ、物、人、サービス、資本の自由移動、即ちすべての形態の経済活動を包含するものである。自由移動のルールは、以前にはなかった新しい競争ルールによって強化された。このルールが対応するのは、事業者間の反競争的協定・慣行、一またはそれ以上の事業者による支配的地位の濫用、公の事業者(国営企業等)に対する特別ルール、国家により供与される経済的援助であった。

1957年、この原型であるEEC条約が締結された。これらのルールが、以下、我々の学ぶものである。

EU機能条約 (TFEU)

競争法に関わるルールの前に、現在のEU基本条約に目をやると、現在の第119条は、自由競争を伴う開かれた競争の原則 (principles of open competition with free competition) に従って、EU及び加盟国の経済政策が行われることを示している。

そして議定書第27号によると、「域内市場」とは競争が歪められないことを

保障するシステムを含むこととなっており、“有効競争”(workable competition)を謳っている。

欧州競争ルールの目的

ここでこれらルールの目的を特定する。実際には、欧州では、米国と違って、競争のルールは二重の目的を持つ。ひとつは、競争を通じた経済活動の促進である。もうひとつは、公・私企業の反競争的行為による、あるいは国内産業に対する国家援助 (state aid)²⁾ による、域内 (共同) 市場の分断の抑止である。

理解のうえで重要なのは、競争法は“経済法”であること。常に、法の文言だけでなく、問題となる行為の経済的な目的ないし効果を考えるべきである。

誰がルールを作るのか

第一に、欧州連合 (EU) は、域内市場の機能に必要な競争ルールの確立に関する排他的権限を持っている。EUの機関のひとつであるコミッションは、「規則」(一般的適用性を有する法令)、「決定」(個別の事案について採択される法令)、告示・政策ガイダンスによってルールを作る主要な責任を担う。そしてこのルールのもと、加盟国は、残りの権限、即ち国内の競争政策の権限を持ち、それぞれ異なることとなる。

誰がルールを執行するのか

第一に、コミッションは、決定により、当該事業者に対し、多くの場合制裁金を課し、その上限は年間総売上上の10%となっている。コミッションの決定

2) 「国家補助」とも訳出される。

は、EU司法裁判所の下級審である総合裁判所（the General Court）による司法的コントロールのもとにあり、その判断については、司法裁判所（the Court of Justice）に上訴できる。

これに加えて、加盟国競争当局の活動は、国内の裁判所ないし特別控訴院等のコントロール下にある。しかし、加盟国裁判所は、どう法を適用すべきか等の質問を司法裁判所に対し“付託”できる（先決付託手続）。

EU競争法の法源

第一は、EU基本条約（EU条約 [TEU] およびEU機能条約 [TFEU]）そのものである。まず、TFEU第101～109条である。これに加え立法措置としての「規則」があり、その実施のためコミッションが定める「実施規則」や「決定」がある。この2つに加え、EU司法裁判所（司法裁判所・総合裁判所）の判例を見る必要がある。

次に個別の法を見ていく。

企業に関するルール（第101条1項・2項）

以下は、域内市場に反するものとして「禁止」される。

加盟国間の取引に影響を与え、その「目的」または「効果」が、域内市場における競争の回避・競争の制限・競争の歪曲につながる事業者間の協定、事業者組合の決定、協調的行為のすべてを禁ずる、と定められる。

この条項にて禁止されるすべての協定あるいは決定は「自動的に無効」となる。

以下、条文中の個別の概念を見ていく。

「事業者」とは、経済活動に従事する主体であり、法的地位（個人、法人、信託、弁護士等の職業組合、NGO等）や、資金調達的手段には関わらない。重要なのは、「経済活動」であることであって、関わっている主体の性格ではない。親会社とその子会社がともに経済活動に参画していれば、一体としての「事業者」となり、親会社は、子会社の活動に責任を負うことになる。

「事業者間の協定」とは、TFEU第101条が定める通り、加盟国間の取引に影響を与え、その「目的」または「効果」が、域内市場における競争の回避・競争の制限・競争の歪曲につながる“事業者間のすべての協定”を指し、これが禁じられる。

「協定」は二種類に分けられる。水平的協定と垂直的協定である。水平的協定とは、実際のないし潜在的な2つ以上の独立した競争者間の協定で、価格協定、市場分割、生産量割当等を示す。垂直的協定とは、非競争者間の協定で、例えば、生産者と流通事業者、卸売事業者と小売事業者の間等で結ばれる。再販売価格維持、地域制限、差別的契約条件等がこれに当たる。

条約は、「組合・協会・団体等（associations）の決定、協調的行為」も規制している。これらの「決定」は、具体的には、事業者団体、職業組合（法、医療等）、IOC（国際オリンピック委員会）によるもの等を指す。協定でも決定でもないものとして、「協調的行為」があり、市場のリスクを回避すべく実務的に協同することを指す。

そのうえで、「加盟国間の取引」に影響を及ぼすものであることが必要であり、具体的は、当該行為が、市場を分割、分断する効果を持つ行為をさす。そしてその効果は実際ないし潜在的なものを含む。加えて、その効果は“感知可能”（appreciable）でなくてはならない（市場シェア5%以上、年売上4千万ユーロ以上）。

次は「目的」ないし「効果」であり、この両者の区別が重要である。まずは、何が当該協定等の「目的」であるかが問われる。反競争的目的を持

つ協定は、実際の効果のあるなしにかかわらず違法とされている。「効果」については、その目的にかかわらず、実際の効果の如何によって、違法の認定は行われる。重視すべき効果を持つかどうかについては、「感知可能」(appreciable) という^{いきち}閾値があり、市場シェア10%が尺度となっている。

禁止された協定や決定は「無効」となり、法的効果は持たず、執行はできないこととなる。なお、反競争的要素が、条項の残りから「分離」できる場合(“青鉛筆での校正”(blue pencil test))、あるいは協定や決定が適用除外³⁾される場合はその限りではない。

適用除外 (TFEU第101条3項) — プラスとマイナスの条件

以下の条件を満たす協定、決定、協調行為は、適用除外となる。

製品の生産または流通の改善、技術的または経済的進歩の促進に貢献し、同時に、得られた便益の公正な配分を消費者にもたらし、(三つのプラス)

かつ、その目的達成に欠かせないものではない制限をかけるものではなく、当該製品の大部分について競争を減殺することがないこと。(二つのマイナス)

適用除外の種類を見ていくと、非常に大きいのが、「一括適用除外」(カテゴリー別の適用除外)である。これはコミッションの制定する「規則」によるもので、研究開発 (R&D)、専門化、技術移転、自動車流通、保険、定期船運航、旅客運賃等がある。他の適用除外には、「個別適用除外」と呼ばれるものがあり、ケース・バイ・ケースで運用される。

個別適用除外の一般的な原則は、該当範囲に入るかどうかを「自ら評価・判断」することであり、観点としては、以下の4つとなる。

第一は、製品の生産または流通の改善はあるか、技術的または経済的進歩の促進はあるか。第二は、消費者が得られた便益の公正な配分を享受している

3) かつての事前審査制度の名残もあり、「適用免除」とも訳出される。

か。第三は、競争制限がその目的達成に全体に欠かせないものであるか。第四は、ある程度の競争が残っているかどうか。もしすべての問いに「Yes」であれば適用除外となり、「No」であれば適用除外されないこととなる。

上記すべての判断には、「関連市場」という概念が関わってくる。

関連市場（検討対象市場）

競争法ケースの分析においては、関連市場の認識が必要である。

その際に注意すべきものは製品市場、地理的市場、時間市場（季節性）の3つの市場である。製品市場については、当該製品と他の製品に「代替可能性」があるかが論点となる。地理的市場については、当該製品はどこで取引されているか、競争の条件は概ね同等であるかが論点となる。例えば、フランスとドイツで類似性があるかどうかを探る、ということである。類似していれば、ひとつの市場となるだろう。時間市場（季節性）については、1年を通じての市場かどうか、季節変動はあるかが論点となる。例としては、果物や野菜等が挙げられる。

さらに、支配的地位の濫用という類型がある。

支配的地位の濫用—TFEU第102条

域内市場ないし域内市場の大きな部分において支配的地位を持つ、一またはそれ以上の事業者の濫用は、加盟国間の取引に影響を与え得る限り、域内市場と両立しないものとして禁止される。

同上是絶対的な禁止で、例外や適用除外はない。「しかし」、加盟国が特別な権限や排他的な権限を与える公企業等に対する特別条項がある。

以下、条文中の個別の概念を見ていく。

「一またはそれ以上の事業者」については、グループ・親子会社も入ることとなる。二ないしそれ以上の独立した事業者で、経済的観点から見て集合的な一単位として自らを示し、あるいは一緒に活動するものも、集合的支配的地位 (collective dominance) として認定され得る。例としては、スケジュールや料金体系で合意する海運同盟 (liner conference) が挙げられる。

「支配的地位」という概念は重要で、米国のように「独占」ではなく、条約に定義はない。判断基準としては、第一に、経済的な力、市場における力 (マーケットパワー) であり、競争を制限する力である。第二の基準は、一時的なものではなく、継続性が必要であるということである。第三は、独立して行為する力を持つ独立性 (independence) である。

前述のように、最初の質問は常に、「関連市場は何か」となる。産品市場、地理的市場、時間的市場を画定することから始まるのである。

「マーケットパワー」の判断には、様々な要素が入る。

当該市場における競争の状況の判断が必要で、多くの競争者がいるか、あるいはほとんどいないか、競争者は強力か、弱いのか、競争者は独立しているか、従属しているか等の検討が行われる。市場シェア50%超で支配的地位が推定される。ただ、50%より低い水準でも認定されることがある。

もうひとつの考慮ポイントは、必須の特許等、資源あるいは技術のコントロールをしているか否かである。この観点のテストは「必須の取引相手」 (“indispensable trading partner”) テストと呼ばれる。他のテストとしては、資金力がある。また、競争を阻害する他の「参入障壁」も精査される。

次は、「濫用」である。支配的地位は、それ自体では、「濫用」を形成しない。しかし、市場における支配的地位を持つ事業者の存在は、競争を弱める。それゆえ、支配的地位を持つ企業は競争をさらに弱めないよう留意しなければならない。そのように弱める効果を持つ行為が支配的地位の濫用となり得る。

濫用の事例としては、通常の競争市場よりも高い価格設定を行う等の不公平な価格設定、支配的地位を利用し、コスト割れの価格下げを行う略奪的価格設定、異なる価格を異なる顧客に提示する差別的価格、ある産品を買うことを条件に別の産品を売る抱き合わせ、そして特定の原材料・重要な技術等必須製品の提供拒絶・技術ライセンスの拒絶等が挙げられる。

調査権限

コミッションは、情報請求、供述調書をとること、事業所の検査（施錠された部屋、棚、金庫の解除要求、書類のコピー）等の幅広い権限を持つ。もし当該事業者が従わなければ、制裁金が課せられる。少数の例外があり、独立の外部弁護士との情報交換の秘密（秘匿特権）は守られ、営業上の秘密は開示されない。

競争ルール違反の問題解消措置

コミッションは、“停止”（排除措置）命令（cease and desist）を出すことができる。次は、制裁金で、コミッションによって課せられ、総合裁判所に出訴可能で、上限は年売上上の10%で、近年では何百万ユーロにも達している。

EUレベルでは刑事罰はないが、加盟国レベルにおいて、刑事訴追もあり得る。

最後に、加盟国裁判所では、当該行為による損害に対し、競争者・消費者による損害賠償請求も行われる。

合併および公企業等への特別なルールについても簡単に触れておく。

合併コントロール

規則第139/2004号により、独立の事業者間の合併、他事業者の支配権の取得、独立した経済単位を形成するジョイントベンチャーが規制される。そして、EUにおける規制の対象となるには、総売上高で判断する「共同体規模」(Union dimension)が要求される。

「特別な地位」を持つ事業者—TFEU第106条

このほか、特別なルールが適用される対象がある。

公企業、そして郵便・鉄道・エネルギー等一般的経済利益に関するサービスの運営を委任された事業者、最近は減っているが、たばこ・マッチ・アルコールの販売等独占収益を得るなど特別な事業者が対象となる。

これら事業者については、委任された業務が果たされる範囲において、競争制限が認容される。

さらに、国家援助についても簡単に触れる。

国家援助—TFEU第107条

原則として、国家援助は域内市場とは両立しない。しかし、以下の場合を除く。

個々の消費者への社会的援助、自然災害に関連する援助は、常に認められる。低開発地域への援助、厳しい失業に対応する援助、重要なプロジェクトを促進する援助、文化、遺跡の保護の促進を行う援助等はコミッションの個別判断で決まる。

「国家援助」とは、国家ないし国家の資源を通じて、選別的に（一部の事業者のみが利益を得る）供与されあらゆる利益で、例としては、補助金・助成金、税控除・税免除、優遇条件・優遇関税、債務保証等、資本注入等が挙げられる。

制裁としては、違法な国家援助は返納しなければならないとの定めになっている。

憶えておくべき重要なこと

競争法は経済法である。即ち、法的な効果とともに、経済的な効果も重要である。

またEU競争法の目的は、競争歪曲の抑止、域内市場の分断の抑止、そして自由移動の保護である。

REMEMBER

- COMPETITION LAW IS ECONOMIC LAW
- PURPOSE
 - PREVENT DISTORTION OF COMPETITION
 - PREVENT FRAGMENTATION OF THE INTERNAL MARKET
 - PROTECT FREEDOM OF MOVEMENT

(出典) 前掲注1) の講演において使用されたパワーポイント原稿のスライド34頁から引用。

訳者あとがき

EU競争法の世界には、“EU Lawyer” 対 “Competition Lawyer” という、EU法の知見なしにEU競争法は語れないということを、戯曲的に表現する対立軸がある⁴⁾。この点を実はおさえていない研究者が散見されるところ、簡潔でありながら基本的確にカバーした本講演は、後学の徒にとって、非常に貴重なものとなっている。

4) Giorgio Monti, *EC Competition Law*, Cambridge University Press, 2007, p.112.